

人権調査（2022年度版）

当レポートは統合思考に基づく企業の情報開示の動向を広く発信することを目的とし、上場企業の有価証券報告書（有報）などの法定開示書類を対象に、中長期的な企業価値向上に資するESGの記載状況を調査している。世界的なESG重視の流れを受け、有価証券報告書における非財務情報の開示ルール整備も進みつつある中、今回の調査では2016年から実施しているESG/統合報告研究室で実施した有報における「人権」に関する記載動向を追跡調査した。

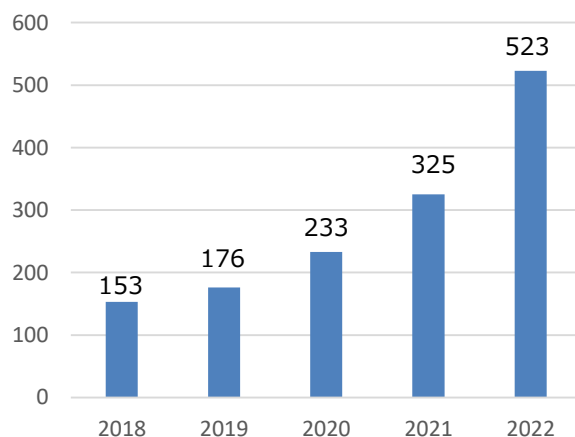
- レポート サマリー**
- 人権の記載は5年で約4倍に
 - 記載箇所は「経営方針」が最多、「リスク」も急増

昨今、新興国での事業展開や国境を越えたサプライチェーンの拡充など経営のグローバル化は人権問題をより複雑化させており、企業が事業活動を営む中で労働者や消費者、地域住民などのステークホルダーの人権を意図しないところで侵害してしまうリスクを高めている。こうした人権問題は、杓子定規の法令遵守では対応しきれないため、ステークホルダーとの対話の中で要請を的確に把握し、適切な企業行動をとる必要があり、場合によっては社会的評価を失いかねない難しさがある。人権対応は株主にとっても、企業価値に関わる関心の高い 이슈 になってきており、今年行われた米国の株主総会では、第三者による人権問題についての監査を求める株主提案が多数なされ、可決されるケースも散見される。また、外務省は2020年に企業活動における人権尊重の促進を目的として人権方針の策定や人権デュー・デリジェンスの実施等を企業に求める「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」を発表するなど、人権にかかわる取り組みの実践と開示の必要性が高まってきている。

今回の調査では、こうした人権開示の要請の高まりを踏まえ、有報における人権に関する方針やリスク

認識・対応が開示書類にどう反映されているかを報告する。決算期が2021年4月1日から2022年3月31日までの直近の有報において、「人権」のキーワードの記載状況を調べたところ、前年の同母集団（4月～3月末）と比べて60.9%（198社）増えて、523社となった。5年間の時間軸で見ると2017年（2016年4月～2017年3月末の決算期）の139社から記載企業は4倍近い増加となっており、開示意图の急速な高まりを示しているといえよう。

人権キーワード記載企業数



「人権」キーワードの記載箇所をみると、最も多かった項目は247社の【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】で、ほぼ同数で【事業等のリスク】が242社で続いた。時系列の推移でみると、それぞれ前年と比べて倍増に近い伸びとなっている。3年前との比較でいえば【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】は56社から4.4倍、【事業等のリスク】は30社から8.0倍にそれぞれ増加している。具体的な記載の仕方に着目すると、【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】においては、経営方針としてサステナビリティ経営や経営ビジョンを説明する中で人権方針や人権配慮のアプローチを説明するケースや、対処すべき課題として、人権の尊重と適切な開示を挙げるケースがあった。また、【事業等のリスク】においては、人権を単独カテゴリーで取り上げている企業が全体の3分の1近い77社で確認できた。このほか、2022年度における重点対策リスクとして「バリューチェーン上における人権侵害リスク」を挙げる企業もあるなど、より踏み込んだ開示も出てきている。

3年前の調査時点における登場箇所は【コーポレート・ガバナンスの状況等】が最多であり、当時はガバナンスの基本的な考え方の中で「人権尊重」をうたうだけや、体制説明において、人権の名称がついた委員会の設置を示す程度にとどまるケースや、【事業等のリスク】における記載についても法令遵守・法規制の項目の中で触れる程度が大半だった。このような状況から、人権のリスク認識をより踏み込んで記述したり、具体的なアプローチとしてデュー・デリジェンスの実施について言及するケースも増加するなど、開示の質が変化してきている。人権に関する一連の取り組みは企業リスク要因の回避・管理として、投資家から評価されうる重要なテーマとなってきており、より一層の記載充実が求められよう。

有報における人権キーワードの記載箇所の推移

(社数)	2018	2019	2020	2021	2022
リスク	23	30	78	134	242
経営方針	56	56	80	131	247
ガバナンス	72	92	112	120	164